



鳥取県公報

平成18年 3月31日(金)
号外第53号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則

- 鳥取県法令審査会規則の一部を改正する規則 (26) (総務課) 3
- 鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則 (27) (管財課) 4
- 現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則 (28) (職員課) 5
- 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則 (29) (＃)20
- 証人、参考人、鑑定人等に対し支給する費用弁償の額を定める規則の一部を改正する規則 (30) (＃)22
- 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (31) (＃)23

———公布された規則のあらまし———

鳥取県法令審査会規則の一部改正について

1 規則の改正理由

組織改正等に伴い、法令審査会委員について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 法令審査会委員について、次のとおり、固定委員を総務部長、総務部次長、総務課長及び財政課長とするとともに、審査事項ごとに指名する臨時委員制度を導入する。

現 行	改 正 後
総務部長、総務部次長、県民室長、総務課長、職員課長、財政課長及び市町村振興課長	総務部長、総務部次長、総務課長及び財政課長 ただし、審査事項に応じ、会長である総務部長は、職員の中から臨時の委員を指名することができる。

(2) 法令審査会の庶務は、政策法務室（現行 総務課）において処理する。

(3) 施行期日は、平成18年 4月 1日とする。

鳥取県宿舍管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正されたことにかんがみ、貸付料に係る違約金の率を見直す。

2 規則の概要

- (1) 貸付料に係る違約金は、延滞金額につき年3.4パーセント（現行 3.6パーセント）の割合で計算した額とする。
- (2) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

現業職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員と同様に、給与の構造改革に伴う給料の改定等及び社会経済情勢の変化等に対応した諸手当等の見直しを行うものである。また、これら見直しとともにその他本県独自の給与制度の見直しを行うことによる財政的効果の状況を踏まえ、給与を減額する特例措置に係る減額率の引下げを行うものである。

2 規則の概要

(1) 現業職員の給与に関する規則の一部改正

ア 給料表の改定

給料表の級及び号給の構成を改めるとともに、給料月額を改定する。

イ 給料の調整額の廃止

ウ 特殊勤務手当の改正等

特殊自動車運転等業務手当を廃止するとともに、職員の特殊勤務手当に関する条例の適用を受ける職員の例により、所要の改正を行う。

エ 経験年数換算表の改正

経験年数を有する職員について、経験年数に応じて初任給の号給を調整する方法を改める。

オ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 現業職員の給与の特例に関する規則の一部改正

ア 職員（イに掲げる職員を除く。）の給料、地域手当、期末手当及び勤勉手当の額を減ずる割合を100分の4（現行 100分の5）とする。

イ 職務の級が1級である職員のうちその号給が38号給以下であるものの給料、地域手当、期末手当及び勤勉手当の額を減ずる割合を100分の3（現行 100分の4）とする。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成18年4月1日とする。

イ 職務の級及び号給の切替えを行う。

ウ 号給の切替えにより給料月額が施行日の前日の給料月額を下回る場合には、その差額を給料として支給する。

エ 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について所要の改正を行う。

職員の職の設置等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成18年4月の組織改正に伴い、新たに市場開拓監、民芸振興官及び文化財主事の職を加える等職の設置について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職に市場開拓監及び民芸振興官を、事務吏員をもって充てる職に文化財主事及び介助員を、技術吏員をもって充てる職に副車庫長を設ける。

(2) 技術吏員をもって充てる職のうち、交換手、工業技手、医療助手及び検査助手を廃止する。

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成18年4月1日とする。
- イ 現業職員の給与に関する規則について所要の改正を行う。

証人、参考人、鑑定人等に対し支給する費用弁償の額を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

給与構造改革の実施等を目的とする職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例により、給料表の職務の級の構成が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 証人、参考人その他これらに類する者に支給する費用弁償の額

職員の給与に関する条例に規定する行政職給料表の1級(現行2級)の職務にある者の出張の例に準じて計算した額

(2) 鑑定人、通訳、講師その他これらに類する者(国家公務員又は地方公務員である者以外の者に限る。)

に支給する費用弁償の額

職員の給与に関する条例に規定する行政職給料表の3級(現行4級)の職務にある者の出張の例に準じて計算した額

(3) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

職員の退職手当に関する条例の一部が改正され、勤続年数に中立な形で貢献度を勘案する調整額が新設されたこと等に伴い、当該調整額に関する職員の区分を定める等の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されることがある場合の退職手当の基本額に係る特例の対象となる基礎在職期間を定める。

(2) 退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等を定める。

(3) 在職期間に職員としての在職期間以外の期間が含まれる者の取扱いを定める。

(4) 退職手当の調整額に関する職員の区分を定める。

(5) 退職手当の調整額に相当する部分を支給されない者を定める。

(6) その他所要の規定の整備を行う。

(7) 施行期日等

ア 施行期日は、平成18年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講じる。

規 則

鳥取県法令審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県法令審査会規則の一部を改正する規則

鳥取県法令審査会規則（平成5年鳥取県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 会長は総務部長の職にある者を、委員は次の職にある者をもって充てる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3 会長は、<u>審査事項に応じ、職員の中から臨時の委員を指名することができる。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>(審査会の庶務)</p> <p>第4条 審査会の庶務は、<u>政策法務室</u>において処理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 会長は総務部長の職にある者を、委員は次の職にある者をもって充てる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県民室長</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>職員課長</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>市町村振興課長</u></p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(審査会の庶務)</p> <p>第4条 審査会の庶務は、<u>総務課</u>において処理する。</p>

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第27号

鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則

鳥取県宿舍管理規則（昭和57年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(貸付料) 第11条 略 2～6 略 7 入居者等は、第4項に規定する納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金額につき年 <u>3.4パーセント</u> の割合で計算した額の違約金を納付しなければならない。ただし、当該納付期限までに支払わないことについて知事が災害その他のやむを得ない理由があると認めるとき、又は違約金の額が100円未満であるときは、この限りでない。	(貸付料) 第11条 略 2～6 略 7 入居者等は、第4項に規定する納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金額につき年 <u>3.6パーセント</u> の割合で計算した額の違約金を納付しなければならない。ただし、当該納付期限までに支払わないことについて知事が災害その他のやむを得ない理由があると認めるとき、又は違約金の額が100円未満であるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第28号

現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前

(規則の適用)

第2条の2 略

(初任給、昇格及び昇給の基準)

第3条の2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別表第3に定める初任給基準表によるほか、次項の規定による経験年数に基づき職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける者の例によって決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の経験年数は、学歴免許等の資格取得後（初任給基準表の備考欄の規定により学歴免許を高校卒とされたものについては、その就業に必要な免許等の資格を取得後）における期間について別表第4経験年数換算表に定めるところに従い換算して得た年数に調整年数を増減した年数とする。この場合において調整年数については、給与条例の適用を受ける者の例による。

3 略

4 前3項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和

(給料の調整額)

第2条の2 給料の調整を行う職は、別表第1の2の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される職務の級に応じて別表第1の3に掲げる調整基本額にその者に係る別表第1の2の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、その額に職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、その額が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額（短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(規則の適用)

第2条の3 略

(初任給、昇格及び昇給の基準)

第3条の2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別表第3に定める初任給基準表によるほか、次項の規定による経験年数に基づき給与条例の適用を受ける者の例によって決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の経験年数は、学歴免許等の資格取得後（初任給基準表の備考欄の規定により学歴免許を高校卒とされたものについては、その就業に必要な免許等の資格を取得後）における定数内の職員及び準職員として在職した年数と定数内の職員及び準職員以外の期間について別表第4経験年数換算表に定めるところに従い換算して得た年数とを合算した年数に調整年数を増減した年数とする。この場合において調整年数については、給与条例の適用を受ける者の例による。

3 略

4 前3項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条

25年法律第261号) 第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

5 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第1項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に給与条例の適用を受ける短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数を乗じて得た額とする。

(手当の額)

第4条 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の額については、給与条例の適用を受ける者の例による。

(特殊勤務手当の種類)

第5条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急等作業手当
- (2)~(6) 略
- (7) 防疫等業務手当

(特殊勤務手当条例の例による手当)

第6条 前条各号に掲げる特殊勤務手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の規定の適用を受ける者の例による。ただし、次の表の左欄に掲げる手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、それぞれ同表右欄に掲げる規定の適用を受ける者の例による。

災害応急等作業手当	特殊勤務手当条例第24条第1項第1号及び第2号
-----------	-------------------------

の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

5 短時間勤務職員の給料月額は、第1項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務割合を乗じて得た額とする。

(手当の額)

第4条 扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の額については、給与条例の適用を受ける者の例による。

(特殊勤務手当の種類)

第5条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急作業手当
- (2)~(6) 略
- (7) 感染症防疫作業手当
- (8) 特殊自動車運転等業務手当

(特殊勤務手当条例の例による手当)

第6条 前条第1号から第7号までに掲げる特殊勤務手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の規定の適用を受ける者の例による。ただし、次の表の左欄に掲げる手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、それぞれ同表右欄に掲げる規定の適用を受ける者の例による。

災害応急作業手当	特殊勤務手当条例第35条第1項第1号及び第3号
特殊現場作業手当	特殊勤務手当条例第26条第1項第1号及び第3号から第5号まで

防疫等業務手 当	特殊勤務手当条例第4条第1項 第1号
-------------	-----------------------

感染症防疫作 業手当	特殊勤務手当条例第4条第1項 第1号
---------------	-----------------------

(特殊自動車運転等業務手当)

第7条 特殊自動車運転等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が知事が別に定める特殊自動車を運転する業務に従事したとき。
- (2) 運転士、自動車整備士又は道路技術員が知事が別に定める特殊自動車を使用して行う除雪業務に従事したとき。
- (3) 運転士又は自動車整備士が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づき感染症の患者又は新感染症の所見がある者を自動車で移送する業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号及び第2号の業務 300円（前項第2号の業務が暴風雪警報又は大雪警報発令時に行われた場合にあっては、450円）
- (2) 前項第3号の業務 290円

3 第1項第1号及び第2号の業務に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の特殊自動車運転等業務手当の額は、前項第1号に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。

4 第1項第2号に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項第1号に掲げる業務に係る手当及び特殊現場作業手当のうち県土整備部に所属する職員が交通を遮断することなく行う道路の維持修繕等の作業に係る手当は支給しない。

(修学部分休業取得中の給与)

第7条 略

(雑則)

第8条 略

(修学部分休業取得中の給与)

第8条 略

(雑則)

第9条 略

第2条 現業職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

現 業 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	134,000	183,800	221,100
	2	135,100	185,600	223,000
	3	136,200	187,400	224,900
	4	137,300	189,200	226,800
	5	138,400	190,800	228,600
	6	139,500	192,600	230,600
	7	140,600	194,400	232,600
	8	141,700	196,200	234,600
	9	142,800	198,000	236,600
	10	144,100	199,800	238,600
	11	145,400	201,600	240,600
	12	146,700	203,400	242,600
	13	148,000	205,000	244,600
	14	149,500	206,900	246,600
	15	151,000	208,800	248,600
	16	152,500	210,700	250,600
	17	153,800	212,600	252,600
	18	155,300	214,600	254,600
	19	156,800	216,600	256,600
	20	158,300	218,600	258,600
	21	159,700	220,400	260,500
	22	162,300	222,400	262,400
	23	164,900	224,400	264,300
	24	167,500	226,400	266,200
	25	170,200	228,300	268,200
	26	171,900	230,200	270,100
	27	173,600	232,100	272,000
	28	175,300	234,000	273,900
	29	176,800	235,700	275,800
	30	178,600	237,300	277,700
	31	180,400	238,900	279,600
	32	182,200	240,500	281,500
	33	183,800	242,100	283,200
	34	185,300	243,700	285,100
	35	186,800	245,300	287,000
	36	188,300	246,900	288,900
	37	189,600	248,400	290,600
	38	190,900	250,000	292,400

	39	192,200	251,600	294,200
	40	193,500	253,200	296,000
	41	194,900	254,600	297,900
	42	196,200	256,000	299,600
	43	197,500	257,400	301,300
	44	198,800	258,800	303,000
	45	200,000	260,100	304,700
	46	201,300	261,500	306,400
	47	202,600	262,900	308,100
	48	203,900	264,300	309,800
	49	205,100	265,600	311,300
	50	206,300	266,900	312,900
	51	207,500	268,200	314,500
	52	208,700	269,500	316,100
	53	210,000	270,600	317,800
	54	211,100	271,900	319,400
	55	212,200	273,200	321,000
	56	213,300	274,500	322,600
	57	214,400	275,700	324,100
	58	215,500	276,800	325,300
	59	216,600	277,900	326,500
	60	217,700	279,000	327,700
	61	218,800	280,200	328,800
再任用職員	62	219,900	281,200	329,800
以外の職員	63	221,000	282,200	330,800
	64	222,100	283,200	331,800
	65	223,000	284,200	332,700
	66	224,100	285,100	333,500
	67	225,200	286,000	334,300
	68	226,300	286,900	335,100
	69	227,300	287,900	336,000
	70	228,100	288,700	336,700
	71	228,900	289,500	337,400
	72	229,700	290,300	338,100
	73	230,500	291,100	338,600
	74	231,200	291,600	339,200
	75	231,900	292,100	339,800
	76	232,600	292,600	340,400
	77	233,400	293,000	340,800
	78	234,200	293,400	341,300
	79	235,000	293,800	341,800
	80	235,800	294,200	342,300
	81	236,500	294,500	342,800

82	237,200	294,900	343,300
83	237,900	295,300	343,800
84	238,600	295,700	344,300
85	239,400	296,000	344,800
86	240,100	296,400	345,300
87	240,800	296,800	345,800
88	241,500	297,200	346,300
89	242,300	297,500	346,700
90	242,800	297,900	347,200
91	243,300	298,300	347,700
92	243,800	298,700	348,200
93	244,100	298,900	348,500
94		299,300	349,000
95		299,700	349,500
96		300,100	350,000
97		300,300	350,300
98		300,700	350,800
99		301,100	351,300
100		301,500	351,800
101		301,700	352,100
102		302,100	352,500
103		302,500	352,900
104		302,900	353,300
105		303,100	353,800
106		303,500	354,200
107		303,900	354,600
108		304,300	355,000
109		304,500	355,500
110		304,900	355,900
111		305,300	356,300
112		305,700	356,700
113		305,900	357,200
114		306,300	357,600
115		306,700	358,000
116		307,100	358,400
117		307,300	358,900
118		307,600	
119		307,900	
120		308,200	
121		308,600	
122		308,900	
123		309,200	
124		309,500	

	125		309,900	
再任用職員		186,800	214,600	

別表第1の2及び別表第1の3を削る。

別表第2から別表第4までを次のように改める。

別表第2（第2条、第3条関係）

級 別 職 務 分 類 表

職務の級	職 務
1 級	自動車整備士、運転士、守衛、交換手、工業技手、畜産技手、道路技術員、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、医療助手、現業主事、寮母、寮父又は検査助手の職務
2 級	困難な業務を行う自動車整備士、運転士、守衛、交換手、工業技手、畜産技手、道路技術員、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、医療助手、現業主事、寮母、寮父又は検査助手の職務
3 級	車庫長、車庫主任、守衛長又は副守衛長の職務

別表第3（第3条の2関係）

初 任 給 基 準 表

学 歴 免 許	初 任 給
高 校 卒	1 級 5 号 給

備考

- 1 自動車整備士、運転士及びボイラ技士のうち、高校卒よりも下位の区分に属する学歴免許の資格を有する者については、その就業に必要な免許等の資格を取得したときを高校卒とすることができる。
- 2 高校卒よりも下位の区分に属する学歴免許の資格を有する者については、学歴免許の資格取得後における経験年数から3年を減じて得た後の年数をもって高校卒とすることができる。この場合において、経験年数が3年未満の者の初任給は、高校卒の初任給からその満たない年数1年につき4号給を減じた号給をもって、その者の号給とするものとする。

別表第4（第3条の2関係）

経 験 年 数 換 算 表

区 分	換算率	備 考
臨時的任用職員として本県に勤務した期間	10割	
国家公務員の期間及び他の地方公共団体又は政府若しくは県の関係機関に勤務した期間	職務の内容が同種とみなされる期間	10割
	職務の内容が同種とみなされない期間	8割
民間企業に勤務した期間	職務の内容が同種とみなされる期間	10割
	職務の内容が同種とみなされな	8割

	い期間		
学校又は講習所等の期間	国立又は公立の学校、講習所、私立学校法による学校若しくは各種学校の在学期間	10割	定時制の学校又は講習所の在学期間については、同資格の他の全日制の学校の修業年限と定時制の学校又は講習所の修業年限との比を在学した期間に乗じて得た期間とする。
	繰上げ卒業となった場合の繰り上げられた期間	10割	この場合の経験年数は、規定の修業年限を終わった時から起算する。
	中途退学の場合の在学期間	10割	
その他の期間	職務の内容が同種とみなされる期間	8割	
	職務の内容が同種とみなされない期間	5割	

備考 日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社、日本電信電話株式会社法（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道、日本国有鉄道清算事業団又は地方公共団体の設立した公社若しくは事業団の職員として在職した期間がある者に係る当該期間の経験年数の換算については、当該期間をこの表の政府又は県の関係機関に勤務した期間とみなして、同表を適用することができる。

（現業職員の給与の特例に関する規則の一部改正）

第3条 現業職員の給与の特例に関する規則（平成17年鳥取県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下この条において「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（給料月額の特例）</p> <p>第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号。以下「現業給与規則」という。）の適用を受ける現業職員（以下「職員」という。）の給料月額は、現業給与規則第2条第1項並びに第3条の2第4項及び第5項、現業職員の給与に関する規則の一部を改</p>	<p>（給料月額の特例）</p> <p>第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号。以下「現業給与規則」という。）の適用を受ける現業職員（以下「職員」という。）の給料月額は、現業給与規則第2条第1項、第3条の2第4項及び第5項、現業職員の給与に関する規則の一部を改正す</p>

正する規則（平成17年鳥取県規則第89号）附則第7項並びに現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県規則第28号）附則第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料の月額（以下「給料基礎額」という。）から当該額に100分の4（その職務の級が1級である職員のうちその号給が38号給以下であるもの（以下「特定職員」という。）にあっては、100分の3）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

(1) 略

(2) 現業給与規則第8条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額

(地域手当等の特例)

第3条 特例期間における職員の地域手当、期末手当及び勤勉手当の額については、現業給与規則第4条の規定にかかわらず、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号）第7条第1項第3号に掲げる者（特定職員にあっては、同項第2号に掲げる者）の例による。

る規則（平成17年鳥取県規則第89号）附則第7項並びに現業給与規則第8条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第4条第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（以下「給料基礎額」という。）から当該額に100分の5（その職務の級が1級である職員及び職務の級が2級である職員のうちその号給が5号給以下であるもの（以下「特定職員」という。）にあっては、100分の4）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

(1) 略

(2) 現業給与規則第8条の規定によりその例によることとされる給与条例第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額

(給料の調整額の特例)

第3条 特例期間における職員の給料の調整額は、現業給与規則第2条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の5（特定職員にあっては、100分の4）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、前条各号に掲げる額の算出の基礎となる給料の調整額は、現業給与規則第2条の2第2項の規定により定められた額とする。

(調整手当等の特例)

第4条 特例期間における職員の調整手当、期末手当及び勤勉手当の額については、現業給与規則第4条の規定にかかわらず、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号）第7条第1項第3号に掲げる者（特定職員にあっては、同項第2号に掲げる者）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 職員の平成18年4月1日（以下「施行日」という。）における職務の級（以下「新級」という。）は、施行日

の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に応じて附則別表第1の新級の欄に定める職務の級とする。

(号給等の切替え)

3 職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（知事が定める職員にあっては、知事が定める期間）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

4 施行日の前日において給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の新号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）が附則別表第3の旧給料月額の欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間（知事が定める職員にあっては、知事が定める期間）に応じて同表に定める号給

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号給

(施行日前の異動者の号給の調整)

5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずるものとして知事が定める職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が旧給料月額（現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成17年鳥取県規則第89号）附則第7項本文に規定する職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合の給料月額）に達しないこととなる職員（知事が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、給料を支給する。

(委任)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

(現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

9 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成17年鳥取県規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1～7 略	1～7 略
8 前項の規定の適用を受ける職員に対する給与規則第4条及び第8条の規定の適用については、 <u>退職手当に係る部分（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第45号）附則第2項及び第4項に規定する施行日の前日に受けていた給料月額に係る部分を除く。）</u> を除き、額の算出の基礎とする給料月額は、前項の規定による給料月額とする。	8 前項の規定の適用を受ける職員に対する給与規則第4条及び第8条の規定の適用については、額の算出の基礎とする給料月額は、前項の規定による給料月額とする。
9 略	9 略

附則別表第1 (附則第2項関係)

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	
3 級	2 級
4 級	3 級
5 級	

附則別表第2 (附則第3項関係)

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
1	3月未満			1	1	5
	3月以上6月未満			2	1	6
	6月以上9月未満			3	1	7
	9月以上12月未満			4	1	8
	12月以上			5	1	9
2	3月未満	1	25	5	1	9
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12
	12月以上	5	29	9	5	13
3	3月未満	5	29	9	5	13
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16
	12月以上	9	33	13	9	17
4	3月未満	9	33	13	9	17
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20
	12月以上	13	37	17	13	21
5	3月未満	13	37	17	13	21
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24
	12月以上	17	41	21	17	25
6	3月未満	17	41	21	17	25
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27

	9月以上12月未満	20	44	24	20	28
	12月以上	21	45	25	21	29
7	3月未満	21	45	25	21	29
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32
	12月以上	25	49	29	25	33
8	3月未満	25	49	29	25	33
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36
	12月以上	29	53	33	29	37
9	3月未満	29	53	33	29	37
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40
	12月以上	31	57	37	33	41
10	3月未満	31	57	37	33	41
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44
	12月以上	33	61	41	37	45
11	3月未満	33	61	41	37	45
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48
	12月以上	34	65	45	41	49
12	3月未満	34	65	45	41	49
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52
	12月以上	35	69	49	45	53
13	3月未満	35	69	49	45	53
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56
	12月以上	37	73	53	49	57
14	3月未満	37	73	53	49	57
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60
	12月以上	38	77	57	51	61
	3月未満	38	77	57	51	61

15	3月以上6月未満	38	78	58	51	62
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64
	12月以上	39	81	61	53	65
16	3月未満	39	81	61	53	65
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68
	12月以上	40	85	65	57	69
17	3月未満		85	65	57	69
	3月以上6月未満		86	66	57	70
	6月以上9月未満		87	67	58	71
	9月以上12月未満		88	68	58	72
	12月以上		89	69	59	73
18	3月未満		89	69	59	73
	3月以上6月未満		90	70	59	74
	6月以上9月未満		91	71	60	75
	9月以上12月未満		92	72	60	76
	12月以上		93	73	61	77
19	3月未満		93	73	61	77
	3月以上6月未満		93	74	61	78
	6月以上9月未満		93	75	61	79
	9月以上12月未満		93	76	62	80
	12月以上		93	77	62	81
20	3月未満			77	62	81
	3月以上6月未満			78	62	82
	6月以上9月未満			79	63	83
	9月以上12月未満			80	63	84
	12月以上			81	63	85
21	3月未満			81	63	85
	3月以上6月未満			82	64	86
	6月以上9月未満			83	64	87
	9月以上12月未満			84	64	88
	12月以上			85	65	89
22	3月未満			85	65	89
	3月以上6月未満			86	65	90
	6月以上9月未満			87	66	91
	9月以上12月未満			88	66	92
	12月以上			89	67	93
23	3月未満			89	67	93
	3月以上6月未満			90	67	94
	6月以上9月未満			91	68	95
	9月以上12月未満			92	68	96

	12月以上			93	69	97
24	3月未満			93	69	97
	3月以上6月未満			94	70	98
	6月以上9月未満			95	71	99
	9月以上12月未満			96	72	100
	12月以上			97	73	101
25	3月未満			97	73	101
	3月以上6月未満			98	73	102
	6月以上9月未満			99	74	103
	9月以上12月未満			100	74	104
	12月以上			101	75	105
26	3月未満			101	75	105
	3月以上6月未満			102	75	106
	6月以上9月未満			103	76	107
	9月以上12月未満			104	76	108
	12月以上			105	77	109
27	3月未満			105	77	
	3月以上6月未満			106	78	
	6月以上9月未満			107	79	
	9月以上12月未満			108	80	
	12月以上			109	81	
28	3月未満			109	81	
	3月以上6月未満			110	82	
	6月以上9月未満			111	83	
	9月以上12月未満			112	84	
	12月以上			113	85	
29	3月未満			113		
	3月以上6月未満			114		
	6月以上9月未満			115		
	9月以上12月未満			116		
	12月以上			117		
30	3月未満			117		
	3月以上6月未満			118		
	6月以上9月未満			119		
	9月以上12月未満			120		
	12月以上			121		
31	3月未満			121		
	3月以上6月未満			122		
	6月以上9月未満			123		
	9月以上12月未満			124		
	12月以上			125		
	3月未満			125		
	3月以上6月未満			125		

32	6月以上9月未満			125		
	9月以上12月未満			125		
	12月以上			125		

附則別表第3 (附則第4項関係)

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額					
5 級	383,000円	109	110	111	112	113
	385,600円	113	114	115	116	117
	388,200円	117	117	117	117	117

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第29号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則 (昭和39年鳥取県規則第6号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表 (第3条関係)</p> <p>(1) 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職部長・理事監・次長・参事監・防災監・行政監察監・市場開拓監・課長・所長 (第3号に掲げるものを除く。)・副所長・局長・副局長・室長・院長 (第3号に掲げるものを除く。)・園長・場長・館長・校長・事務局長・副校長・参事・検査監・検査専門員・用地専門員・主任教授・民芸振興官・課長補佐・室長補佐・局長補佐・教授・講師・主幹・主任監察員・用地主幹・主計員・係長・企画員・副主幹・監察員・秘書・教務主任・小作主事・精神保健福祉士・土地調査員・環境衛生指導員・医療監視員・薬事監視員・毒物劇物監視員・麻薬取締員・防疫員・保安管理員・液化石油ガス検査員・肥料検査員・漁業監督吏員・道路監理員・河川監理員・砂防管理員・建築主事・建築監視員・公営住宅監理員・出納員・分任出納員・会計員・企業</p>	<p>別表 (第3条関係)</p> <p>(1) 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職部長・理事監・次長・参事監・防災監・行政監察監・課長・所長 (第3号に掲げるものを除く。)・副所長・局長・副局長・室長・院長 (第3号に掲げるものを除く。)・園長・場長・館長・校長・事務局長・副校長・参事・検査監・検査専門員・用地専門員・主任教授・課長補佐・室長補佐・局長補佐・教授・講師・主幹・主任監察員・用地主幹・主計員・係長・企画員・副主幹・監察員・秘書・教務主任・小作主事・精神保健福祉士・土地調査員・環境衛生指導員・医療監視員・薬事監視員・毒物劇物監視員・麻薬取締員・防疫員・保安管理員・液化石油ガス検査員・肥料検査員・漁業監督吏員・道路監理員・河川監理員・砂防管理員・建築主事・建築監視員・公営住宅監理員・出納員・分任出納員・会計員・企業出納員・現金取扱員</p>

出納員・現金取扱員

(2) 事務吏員をもって充てる職

事務部長・寮長・副出納長・税務専門員・事務次長・税務主幹・専門員・広報企画員・文化財主事・査察指導員・身体障害者福祉司・知的障害者福祉司・児童福祉司・主事・社会福祉主事・精神福祉主事・心理療法士・心理判定員・児童自立支援専門員・児童指導員・生活指導員・児童生活支援員・保育士長・保育士・守衛長・副守衛長・守衛・現業主事・寮母・寮父・介助員

(3) 技術吏員をもって充てる職

院長(病院の院長に限る。)・所長(保健所の所長に限る。)・センター長・統括研究員・医長・副医長・看護部長・看護師長・隊長・副隊長・分場長・科長・試験地長・特別研究員・農業専門技術員・生活改良専門技術員・林業専門技術員・水産業専門技術員・助教授・船長・機関長・機械技師・電気技師・教官・研究員・衛生技師・医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・理療師・看護師・准看護師・保健師・栄養士・歯科衛生士・診療放射線技師・言語聴覚士・食品衛生監視員・家庭用品衛生監視員・と畜検査員・狂犬病予防員・栄養指導員・隊員・商工技師・職業訓練指導員・農林技師・改良普及員・普及指導員・造園技師・地方種畜検査委員・家畜防疫員・林業改良指導員・林業普及指導員・森林害虫防除員・水産技師・水産業改良普及員・水産業普及指導員・魚類防疫員・機関士・航海士・通信士・船員・土木技師・建築技師・車庫長・副車庫長・車庫主任・自動車整備士・運転士・畜産技手・道路技術員・ボイラ技士・機械技手・調理師・調理員・農業技手・林業技手

(2) 事務吏員をもって充てる職

事務部長・寮長・副出納長・税務専門員・事務次長・税務主幹・専門員・広報企画員・査察指導員・身体障害者福祉司・知的障害者福祉司・児童福祉司・主事・社会福祉主事・精神福祉主事・心理療法士・心理判定員・児童自立支援専門員・児童指導員・生活指導員・児童生活支援員・保育士長・保育士・守衛長・副守衛長・守衛・現業主事・寮母・寮父

(3) 技術吏員をもって充てる職

院長(病院の院長に限る。)・所長(保健所の所長に限る。)・センター長・統括研究員・医長・副医長・看護部長・看護師長・隊長・副隊長・分場長・科長・試験地長・特別研究員・農業専門技術員・生活改良専門技術員・林業専門技術員・水産業専門技術員・助教授・船長・機関長・機械技師・電気技師・教官・研究員・衛生技師・医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・理療師・看護師・准看護師・保健師・栄養士・歯科衛生士・診療放射線技師・言語聴覚士・食品衛生監視員・家庭用品衛生監視員・と畜検査員・狂犬病予防員・栄養指導員・隊員・商工技師・職業訓練指導員・農林技師・改良普及員・普及指導員・造園技師・地方種畜検査委員・家畜防疫員・林業改良指導員・林業普及指導員・森林害虫防除員・水産技師・水産業改良普及員・水産業普及指導員・魚類防疫員・機関士・航海士・通信士・船員・土木技師・建築技師・車庫長・車庫主任・自動車整備士・運転士・交換手・工業技手・畜産技手・道路技術員・ボイラ技士・機械技手・調理師・調理員・農業技手・林業技手・医療助手・検査助手

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

2 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第2 (第2条、第3条関係) 級別職務分類表		別表第2 (第2条、第3条関係) 級別職務分類表	
職務の級	職 務	職務の級	職 務
1 級	自動車整備士、運転士、守衛、畜産 技手、道路技術員、ボイラ技士、機械 技手、調理師、農業技手、林業技手、 調理員、医療助手、現業主事、寮母、 寮父又は <u>介助員</u> の職務	1 級	自動車整備士、運転士、守衛、 <u>交換 手、工業技手</u> 、畜産技手、道路技術員、 ボイラ技士、機械技手、調理師、農業 技手、林業技手、調理員、医療助手、 現業主事、寮母、寮父又は <u>検査助手</u> の 職務
2 級	困難な業務を行う自動車整備士、運 転士、守衛、畜産技手、道路技術員、 ボイラ技士、機械技手、調理師、農業 技手、林業技手、調理員、医療助手、 現業主事、寮母、寮父又は <u>介助員</u> の職 務	2 級	困難な業務を行う自動車整備士、運 転士、守衛、 <u>交換手、工業技手</u> 、畜産 技手、道路技術員、ボイラ技士、機械 技手、調理師、農業技手、林業技手、 調理員、医療助手、現業主事、寮母、 寮父又は <u>検査助手</u> の職務
3 級	<u>車庫長、副車庫長、車庫主任</u> 、守衛 長又は副守衛長の職務	3 級	<u>車庫長、車庫主任</u> 、守衛長又は副守 衛長の職務

証人、参考人、鑑定人等に対し支給する費用弁償の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第30号

証人、参考人、鑑定人等に対し支給する費用弁償の額を定める規則の一部を改正する規則

証人、参考人、鑑定人等に対し支給する費用弁償の額を定める規則（昭和45年鳥取県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例（昭和45年鳥取県条例第47号）第2条の規定による費用弁償の額は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる者の出張の例に準じて計算した額とする。ただし、出頭し、又は旅行する者の学識経験又は社会的地位その他特別の事情によりこの額	証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例（昭和45年 <u>7月</u> 鳥取県条例第47号）第2条の規定による費用弁償の額は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる者の出張の例に準じて計算した額とする。ただし、出頭し、又は旅行する者の学識経験又は社会的地位その他特別の事情により

によりがたい場合には、知事が別に定める額とする。

この額によりがたい場合には、知事が別に定める額とする。

証人、参考人その他これらに類する者	職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の1級の職務にある者
-------------------	--

証人、参考人その他これらに類する者	職員の給与に関する条例（昭和26年2月鳥取県条例第3号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の2級の職務にある者（ <u>捜査上の必要により出頭する場合にあっては、行政職給料表の1級の職務にある者で1号給のもの</u> ）
-------------------	---

鑑定人、通訳、講師その他これらに類する者	略
	その他の行政職給料表の3級の職務にある者

鑑定人、通訳、講師その他これらに類する者	略
	その他の行政職給料表の4級の職務にある者

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第31号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）を削る。

改正後	改正前
(任命権者の手続) 第3条 任命権者は、前条の規定による書類の提出を受けたときは、これを審査し、退職手当を支給すべ	(任命権者の手続) 第3条 任命権者は、前条の規定による書類の提出を受けたときは、これを審査し、退職手当を支給すべ

きものと認めるときは、退職手当の金額を決定し、その者に対し、様式第4号による退職手当金額決定通知書を交付しなければならない。

(基礎在職期間)

第3条の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

- (1) 条例第12条第6項本文に規定する場合における移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。）の職員としての在職期間
- (2) 条例第12条の2第1項本文に規定する場合における病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員（条例第9条第5項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員をいう。）としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (3) 条例附則第26項本文の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間
- (4) 条例附則第27項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道（日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道をいう。以下同じ。）の職員としての在職期間
- (5) 条例附則第28項本文の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和62年3月31日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等（日本国有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であって同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第2条第

きものと認めるときは、様式第3号による計算書により退職手当の金額を決定し、その者に対し、様式第4号による退職手当金額決定通知書を交付しなければならない。

1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団をいう。)の職員としての在職期間

(6) 条例附則第32項本文の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる文部科学省の職員としての在職期間及び独立行政法人国立青年の家の職員としての在職期間

(7) 条例附則第33項本文の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる文部科学省の職員としての在職期間及び独立行政法人少年自然の家の職員としての在職期間

(8) 条例附則第34項本文の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団をいう。)の職員としての在職期間及び旧公団(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団をいう。)の職員としての在職期間

(9) 条例附則第35項本文の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人等(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)の職員としての在職期間

(10) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)第18条第1項に規定する者の同項に規定する特定法人役職員としての在職期間

(退職勧奨の記録)

第3条の3 略

(退職手当の調整額)

第3条の4 条例第8条の2第1項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55

(退職勧奨の記録)

第3条の2 略

条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等

(2) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第5条第1項に規定する育児休業をいう。以下同じ。）により現実に職務に従事することを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）のあった休職月等 退職した者が属していた条例第8条の2第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。） 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）

第3条の5 退職した者の基礎在職期間に条例第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第8条の2第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、知事の定める

ところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

(1) 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

(2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員（当該従事していた職務が知事の定めるものであったときは、知事の定める職務に従事する職員）

(職員の区分)

第3条の6 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに、別表の職員の給料表の欄に掲げるその者の適用を受けていた給料表及びその属する職務の級に対応する同表の区分の欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月において同表の職員の給料表の欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応する同表の区分の欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

2 前項に規定するもののほか、同項の規定により職員の区分が決定される者に準ずるものとして知事が定めるものについては、それぞれ当該職務の区分に属していたものとする。

(調整月額に順位を付す方法等)

第3条の7 前条（第3条の5の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(給与条例の規定による給料表が適用される職員の基本給月額に準ずる額)

第3条の8 条例第8条の3第2項に規定する給与条例の規定による給料表が適用される職員の基本給月額に準ずる額は、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額又はこれらの給与に相当する給与の月額の合計額とする。

(その者の非違により退職した者)

第3条の9 条例第13条第2項第2号に規定する規則で定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたものとする。

附 則

1 及び 2 略

3 条例附則第37項ただし書に規定する規則で定める額は、第3条の8に規定する給料の月額とする。

第2条 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

附則の次に次の別表を加える。

第7号	16,700	5級又は4級	3級	5級又は4級	4級	(大学4卒)以上であるものに限る。	(大学4卒)以上であるものに限る。	2級(経験年数12年(大学4卒)以上であるものに限る。)	2級(経験年数12年(大学4卒)以上であるものに限る。)	2級(知事が別に定める者に限る。)	1級(知事が別に定める者に限る。)	4級、3級又は2級(知事が別に定める者に限る。)	3級(役職加算が100分の5である者に限る。)	3級又は2級(知事が別に定める者に限る。)	3号給、2号給又は1号給
第8号	0	3級又は2級	2級又は1級	3級、2級又は1級	3級、2級又は1級	(大学4卒)以上であるものに限る。	(大学4卒)以上であるものに限る。	2級(第6号の項及び第7号の項に掲げる者を除く。)	2級(第6号の項及び第7号の項に掲げる者を除く。)	2級(第7号の項に掲げる者を除く。)	1級(第7号の項に掲げる者を除く。)	2級(第7号の項に掲げる者又は1級)	3級(第7号の項に掲げる者を除く。)	3級(第7号の項に掲げる者又は1級)	

備考 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 役職加算 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第22号)の規定による管理職手当に係る区分をいう。
- 2 管理職区分 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第10号)第2条第4号に規定する経験年数をいう。
- 3 経験年数 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)第2条第4号に規定する経験年数をいう。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第45号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規定による施行日の前日に退職したとしたときの同日における退職手当の計算については、給料と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第7条に規定する給料の調整額とを加えたものをもってその基礎となる給料月額とする。

3 改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項に規定する規則で定める額は、改正条例附則第3項に規定する者が改正後の職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第2条第1項に規定する職員として在職していたものとみなした場合に、その者が改正条例施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。

4 改正条例附則第5項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第3項に規定する規則で定める額は、前項に規定する給料月額とする。

